

第23回 甲賀市都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 平成29年8月10日(木) 14:00～16:50
- 2 開催場所 甲賀市役所水口庁舎 5階 第1委員会室
- 3 出席者
 - ・委員 奥貫会長、黒崎副会長、倉田委員、中本委員、的場委員、森嶋委員、森田委員、小西委員、野崎委員、吉田委員、奥山委員、松井委員、中尾委員 計13名(欠席1名)
 - ・事務局 建設部 橋本部長、治武次長
都市計画課 井口参事、徳田課長補佐、橋係長、山本主事
- 4 付議
 - ・甲賀市都市計画マスタープランの見直しについて
- 5 審議
 - ・第1号議案 甲賀市都市計画マスタープランの見直しについて
- 6 説明事項
 - ・甲賀市立地適正化計画の策定について

【会議内容】

1、開会(事務局)

2、甲賀市市民憲章唱和

3、あいさつ

《部長あいさつ》

《会長あいさつ》

4、付議、審議

付議 甲賀市都市計画マスタープランの見直しについて

部長から会長へ付議書を提出

審議 第1号議案 甲賀市都市計画マスタープランの見直しについて

《事務局から説明》

(会長) ただいま事務局からマスタープランの見直し内容とパブリックコメントの結果の説明がありましたが、委員の皆様からのご意見等をお受けしたいと思います。

(J委員) 最後のページの用語の部分ですが、本文中で協働という言葉が多用されており市民と行政の協働によるまちづくりを図るとされています。この協働の定義を可能であれば用語解説の中で入れていただきたい。解釈が時と場合によって大きく変わることは知っていますが、そうなる则取りようが人さまごまで、一定のガイドラインがあるほう

が良いと思うのでお願いしたい。

(事務局) 協働の定義は入れさせていただきます。

(H委員) 19ページのいわゆる都市計画区域(線引き)についての見直しについて、説明では以前の統合から現状を維持するという理由が非現実的であるという説明でありましたが、その非現実的な中身について、どの辺を指しているのか説明を願いたい。

(事務局) 統合するにあたり非現実的な部分ですが、先ず甲賀都市計画区域はご存知のとおり線引きがされている地域で、市街化区域と市街化調整区域が混在します。一方で土山と信楽地域は、非線引区域となっております。それを統合するという事は、どちらかにまとめていく必要があり、土山と信楽を新たに線引きに入れる地域とするのか、また、例えば全ての区域を非線引きにしまうと集約型の都市構造が崩れてしまう懸念もあります。今後慎重に検討する必要がありますので、当面の間という言葉を使用しました。また、地形的な要因として、甲賀都市計画区域(3町)と土山都市計画区域は隣接しておりますが、信楽は少し離れていますので、決定権者の滋賀県の見解も聞きながら慎重に検討を行なう必要があることから当面の間という表現をしております。

(H委員) 私自身は、当面というよりも非現実的であると思うが、将来的には見直すことなのか。

(事務局) 将来的な部分で、現時点では見直す予定が無いという見解でご理解願います。

(G委員) 関連ですが、甲賀地域は90数パーセントが市街化調整区域で非常に他の地域と比べると規制が厳しいと思います。このような状態で今の中では夢を与えてもらっているのか確認をしておきたい。また、67ページの甲賀地域のこれからの主要課題で、人口の記述が平成22年になっている。これは誤植ですか。

(事務局) 甲賀地域において、こういった状況は十分把握していますが、この都市構造において都市拠点と地域拠点、甲賀地域においても旧役場周辺を地域拠点と位置付けました。その周辺に今ある金融機関や都市施設を配置し、その周辺にこれは立地適正化計画の話になりますが、住居を徐々に集約しまして、人口密度を維持していく施策を取っております。これは市街化区域の話であり、市街化調整区域は、色んな特色を踏まえた人口密度の維持と地域の活性化やコミュニティの維持を図っていく必要があると考えています。そのために昨年度、他所からも魅力ある田舎の風景やそういった部分で住みやすい認識を持ってもらいたいという思いを含めて都市計画法第34条第12号区域を設定しました。将来的に人口を維持していかないと近い将来、急激に調整区域の人口が減ってしまう可能性もあります。今のうちに12号区域を指定しまして人口定住化の受皿を作っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、先程の67ページの平成22年の表記は、平成27年の間違いでした。訂正致します。なお、人口の数値は変更ございません。

(M委員) 関連質問で、私も甲賀町に在住しており三重県に近い場所にいます。以前は広域の都市計画区域で色々検討されてきましたが、市街化調整区域をもう少し解除して、市街化区域を増やすことは色々な問題は別として県の方で簡単には認めないのか。以前は広域で旧甲西町も入っていたが、最近甲賀市だけで都市計画区域設定がされていますけど、そういうことはあまりないのか。何パーセント等ある程度決まっているのですか。

(事務局) ご質問の市街化調整区域でございますが、以前から甲賀地域は調整区域の解除、解除

と言いますと線引きを廃止することになりますが、解除に近い要望を旧町からあったように感じております。特に先程も担当が説明しましたが、甲賀市は合併の時は旧甲西町も含めて、同じ都市計画区域でありました。旧甲西町は大津湖南都市計画区域へ編入されました。よって、甲賀市単独の甲賀都市計画区域並びに土山都市計画区域、信楽高原都市計画区域と1市3都市計画区域となった訳でございます。特に、水口、甲賀、甲南地域の市街化調整区域は、やはり厳しい形となっております。土山、信楽地域は比較的緩く開発も非常にやりやすい。逆に言うとなんでもできるという形がとれている状況です。そういった中で水口、甲賀、甲南地域の土地利用の緩和を行なってまいりたいと考えています。それに関連しまして、都市構造の面で合併した甲賀市は、水口を中心とした都市構造が必要と考え、議会ではコンパクトシティという言葉を使用させていただきながら、各地域間の連携を取る必要があると考えております。また、近年よく起こっています、日常生活ができない、買い物難民という問題が出てきています。これをひとつの課題として、土山の人口が減少しておりますが、土山町に大型商業施設を誘致した形を取って、まちの中で確実に生活が確保できる都市構造を推進していきたい。また、それ以外で人口減少では、先程言われました都市計画法第34条第11号及び第12号区域で例えば、大阪から来た人が家を建てたいと来られた時は、それを許容していく。それと昔は集落の中に店舗がありましたが、そのような店ができないか、集落の中で生活を維持できる小さな店を運営できる方があれば許容していくことを今後検討していきたいと考えています。再度になりますが、市街化調整区域の中で規制緩和をしていきたいという考え方でございます。

(M委員) ありがとうございます。もう一点ですが、核になる水口、土山、甲賀、甲南、信楽の中で、水口はまちの組織が出来ていますが、そういう核を他の地域でも作らないとまちが収縮していったり、甲賀市外へ出て行くということになりますので、今後いろんな形で見直しでも検討されていますが、非常に重要であると思っています。もう一点は、甲賀市も空き家バンクをされていますが、いま何件ぐらい登録されているのかということと、その空き家バンクに入る人に、住宅を直すことに支援をされていると思うが、現状はどのくらい登録されていますか。

(事務局) 空き家の件について、特定空き家という非常に状態の悪い空き家等を指定しております。実は委員が申された空き家バンクの登録は少ない状況で、前年度も2件ほどは成約された方がおられます。その少ない部分について本年度より、不動産関連の協会と調整をしまして、簡単に申し上げますと民間の情報を市の方にも登録を同時に行ない、両方で利用者にわかりやすくする方向で検討に入りました。これは全国的な事例で、やはり市のみで登録して進めようとする、どうしても件数が足りないため民間との調整をさせていただくことを本年度より進めております。今現在の登録数は資料を持ち合わせておりませんが、今後進める方向としては民間の協会との調整を行ない登録数を増やしていくことを推進しております。

(会長) 先日も大阪で「ふるさと回帰フェア in 大阪」が開催され、大変な盛況でした。行政、地域団体のブースそれぞれに工夫がこらされており、その中で空き家バンクの情報発信もされておりましたので、そうした先進事例等を参考にしながら、甲賀市ならではの空き家バンクの仕組みができるとよろしいかと思っております。

- (事務局) もう一点は民泊です。空き家の民泊を法的に検討していきたいと考えています。これは、日本遺産関係の観光の部分で空き家を民泊として使えないか、一般の住宅を民泊として使えないか、都市計画法による検討、特区も含めて検討してまいりたいと考えています。
- (J委員) 前々からこの審議会ですることがあり、今後、基本的に規制緩和をしていく方針なのか、コンパクト化していく方針なのか、依然わからないような気がします。計画段階では当初はコンパクトにしておくということであったが、審議会の方向性では規制緩和をしていくという気がしますし、今回はその中間の話になっている。ちょっとわかりにくい。一旦、方針はもう少しわかりやすく整理していただきたい。文書になって絵になって量が多くなり書き方が何通りかあると、なんとなく解りますが、どちら向きの方針か解らないため、方針について事務局から説明してもらいたい。もう一点は、48ページの整備誘導方針について、中ほどに、自治会の協力が得られる地区等をモデルとして・・・と書かれています。多分これは、まちづくり条例であったり行政区設置規則からすると区自治会または自治振興会などが入ってくる方が良いと思います。ここは他の条例と合う形の方が良いような気がします。自治会は、甲賀市の場合はいくまで任意団体ですし、区も任意団体ですが区と自治会というのは明確に交付金の規則でも別に定められているので、例えば交付金が1/2しか出ない自治会もあります。違いをもう少し記載することにより安心な気がしますので、この点について確認をお願いします。この件は特に回答は不要です。次に49ページの地域区分で、地区の区分の考え方について、各地域の中で細分化されてきて、地域コミュニティが中学校区で書かれています。この部分でたしか甲賀市は、中学校区と位置付ける時は小学校区の集合体となっているはずですが、小学校区の場合は小学校区の通学規則等で定められていると思う。甲賀市の場合小学校区が地図に書けない。どちらかというとならぬ属人性で属地性ではない。そのため、これを区分にしまうとエリア指定にならないような気がしますので、ここはエリア指定なのか人の指定なのか、ここを明確にしておく方が良いと思います。行政区設置規則も区というのはエリアという解釈もありますし、区自体が属人性としてとらえている他、会員対象でとらえている部分もあり、これ二面性で条例規則上少しややこしい部分ですが、同じようにこの区分の定義でいくと最終的に各個人となってしまうエリアにならないので、一旦確認をしていただきたい。
- (事務局) まず一点目の規制緩和なのかコンパクトシティなのかということですが、国土交通省がこのコンパクトシティを言い始めた時点で、甲賀市はコンパクトシティについて最近議会では集約型都市構造として説明しております。都市計画マスタープランを考えたときには、市の核を水口において各町にサブ核を置く、これらを交通で結ぶということがコンパクトシティという意味では、コンパクトシティの形を都市計画マスタープランでは変えず、以前から継続してこの形を考えています。その中で市街化調整区域の規制緩和を行なっていくということで、都市構造的には都市計画マスタープランでは、例えば当初の国土交通省が言う水口だけにする議論ではなく、最初から多極型のコンパクトシティを踏襲していることに変わりはないという認識でございます。
- (J委員) 甲賀市総合計画の中では、最終的に一つにまとめていくという説明がされていたと思

います。今回の都市計画マスタープランではそうではないので、わかりにくい気がします。整合性が取れている方が良いので、そこで比較できるものがあるといいのですが、その点よろしくをお願いします。

(会長) 只今の質問で、甲賀市総合計画と都市計画マスタープランとの位置付けについて説明願います。

(事務局) 総合計画と土地利用では国土利用計画という柱を持ちながら、都市計画の部門で都市計画マスタープラン、上位法を国土利用計画と総合計画で総括しています。位置付けは、国土利用計画と甲賀市総合計画、その下に都市計画マスタープランがございます。

(会長) 次に地域区分の質問に対しての説明をお願いします。

(事務局) 今後、区と自治振興会の統一を図りたいと思います。また、中学校区についても再度確認します。

(B委員) 27ページの公共交通関連施設等整備方針図を見ていますが、隣接の県及び市との連携が非常に関連するのではないかと考えています。特にびわこ京阪奈線（仮称）、国道477号、大津から甲賀市に来る道路、名神名阪連絡道路との連携が必要であり、そういうことが記載できれば、隣接の県及び市と調整を図りながら整備が促進されると思います。もう一点、説明のあったパブリックコメントの2点目の貴生川駅周辺の取り組みについては、市の回答どおりであり、行政や地域の協働により民間活力の誘導について働きかけを行えば、スピード感が出るのではないかと思います。

(事務局) 一点目の交通関連施設について、県のアクションプログラム、同時に市道路の基本計画を策定しています。水口では国道1号の4車線化や土山への延伸、国道307号では信楽で国道422号からの長野バイパスは県の方で着工していただきました。信楽インターチェンジからの直轄区間は、用地取得中で工事着手はしておりません。もう一点は、国道422号です。石山から伊賀市まで伊賀市は平成29年度中に全線開通します。石山方面は、たしか平成30年度で全線開通となります。新名神高速道路は、亀山～新四日市間は平成30年度開通、平成35年度は大津～城陽間が完成しまして新名神高速道路が全線開通します。そういった部分で県外等と連携を図っていることが多く、名神名阪連絡道路についても県内外との連携を図り南北の幹線道路としての必要性を要望している状況でございます。鉄道に関しましては、甲南駅の整備を今年度から2年間にわたり行なっています。外観は忍者の里をイメージした大屋根としています。これで草津線の駅すべてを改修してきたところでございます。また、来年度の4月からはI C O C Aが柘植駅まで使用できるようになります。そういった意味で、鉄道も道路も順次進めていったというところでございます。最近気にしていますのは、リニアでございます。先日も亀山市長と面会し亀山にリニアの駅をとのお話をしました。リニアの駅ができましたら草津線の位置付けも大きく変わっていくと考えていますので、近隣の自治体とも連携を取りながら進めて来ているのが現状です。次に貴生川駅の件ですが、P F I等の民間を誘導して実施したい。早期にやりたいというのは、平成32年頃には線引きの見直し(市街化区域の拡大)を行ないたいと考え、その時期に合わせ区画整理等を推進します。現在の貴生川地域自体のまちを考えると生活に不便な状況であるといえます。これを何とか打開したいと思っています。貴生川地域の中で生活できる区域をめざしてできるだけ早く周辺整備を進めて行きたい、進め

るには地元の協力が必要でございます。

(B委員) 市では観光にも力を入れておられ、来訪者が旧東海道を散策されている姿を見えています。来訪される交通機関は自動車、観光バスが多いようですが、鉄道を利用して来られる方が、交通結節点である貴生川駅周辺に気軽に宿泊もできるような複合施設があれば、水口スポーツの森や、信楽の陶芸の森等へ訪れていただくにも望ましいと思います。そのようなサービスを提供する民間企業を、市が一体となって誘導することができれば、市に活気が出てくると考えます。

(会長) 広域的な交通網を生かしたまちづくりというのは、B委員のおっしゃるとおりであると思います。マスタープランの基本方針の4項目に記載されていますが、それを受けてより具体的な戦略、都市計画マスタープラン的な戦略は記載されているのですか。

(事務局) 具体的には、26ページの公共交通の整備方針の鉄道駅を中心とする公共交通等の利便性の向上の欄で、3つ目に公共交通網形成計画を作成しております。この形成計画では、都市拠点や地域拠点を公共交通で効率的に結んでいく計画を立てており、都市計画マスタープランに反映させています。

(会長) 同様の趣旨で、もう一点確認したいのが、貴生川駅周辺の将来的なまちづくりに関して、B委員から観光というキーワードがありましたが、他地域からの交通の立地特性を生かした、甲賀市の観光計画の内容を都市計画マスタープランに反映されていることはあるのですか。

(事務局) 仰せのとおり観光の面において、この都市計画マスタープランは若干関連付けが弱い印象を持っています。観光戦略では、市・議会をあげまして日本遺産を含めて、観光を主に置いた歩道整備の推進を図ることという、観光で人の通行等を考慮した道路予算要望を行なってきました。道路等施設整備を行なう時は観光という視点で整備していくことを認識しています。一つは鉄道、もう一つは、コミュニティバスです。コミュニティバスは10月に再編を行ないます。観光地を連携付けてつなげていくことが公共交通の役割であると認識しておりますので、観光の面については都市計画マスタープランに入れていくことが必要であると考えています。もう一点は観光の拠点となる道の駅を検討していきたいと考えています。全国で1052箇所あり、県下で早かったのが土山の道の駅です。新名神土山サービスエリアは盛況ですが、甲賀土山インターチェンジから市内へ誘導していくことが課題となりますので、道の駅等の拠点を検討していきたいと考えます。市内の各インターチェンジからの来訪台数は、各インターチェンジとも4千から5千台に止まり、名神高速道路と比較しても低い値となっていますので、インターチェンジからの観光等の来訪客を増加させることを推進する必要があると考えています。

(会長) 甲賀市総合計画とは異なり都市計画マスタープランは個別計画が中々表現しにくいことがありますので、部長が仰った他の個別計画との連携を図り、都市計画マスタープランの目指す方向が成果を見られるよう願うところです。

(E委員) 49ページの地域別構想で、旧町域をエリアとした構想が書かれている。市全体の48,162haを俯瞰したとき、人口の集積等を考えた時に旧町域を離れ、生活圏を前提にエリアを設定していく方向で検討してはどうか。5町の枠は消しているが、気持ちの中では残っている感じがしており、当面はこの旧町域の構想で良いが、将来的

には市全体を俯瞰した計画とするのが望ましいと考えますがどうか。

(事務局) この地域別構想について、仰せのとおり事務局でも地域別構想を今回の見直しで表現するかどうかの議論を行ないました。市全体の構想は前段の全体構想や分野別の構想で記載しておりますが、各地域の地域特性の部分を記載するという考え方において地域別に記載しました。但し、地域の枠組みを意識したものではなく、わかりやすく表現することを考慮し記載したものです。

(会長) この件は都市計画マスタープラン策定の冒頭で議論すべきではあったと思いますが、地域別構想は都市計画マスタープランを策定する中での手順として、全体計画があり具体化するために地域特性を踏まえた計画を提示する仕組みになっており、甲賀市の場合はそれが5町の区分と一致しているということであると思います。今後、コンパクトシティ構想を長いスパンで実現していく中で、どこかで全体としてまちの将来を考えていく議論を重ねていくタイミングが出てくると思いますが、今回の都市計画マスタープランは従来の手順に沿って作成されたものと理解しております。

(J委員) 先程の地域別の質問に対して更に質問ですが、地域単位で別々の計画が立てられると思われま。そうすると先に質問のあったように甲賀地域だけ基準が厳しいであるとか、5町バラバラになってしまう。そういうことになりかねない。それをそのまま温存するという形になるのと思うが、そういう事になるということですか。

(事務局) 17ページの将来都市構造図によりますと、水口地域は都市拠点、各旧町の中心は地域拠点、貴生川は地域拠点と交通拠点という位置付けをしております。各地域を公共交通で結ぶことにより集約型の都市構造が実現できるものと考えておりますので、都市計画マスタープランを作成するに当たり、地域をバラバラに考えることは致しておりません。

(事務局) 甲賀市には三つの都市計画区域がございます。都市計画ごとに開発、保全の方法が決められています。今の都市計画マスタープランでは、この3都市計画区域を一つにするという意味で作成しています。本来であれば1市1都市計画区域でいくのが理想的ですが、個人の土地等に関して、今まで規制が掛からなかった地域に新たに規制が掛かることが考えられます。また、周辺の規制緩和では、ある意味、土山と信楽は規制を一定緩和している状況ですので、これは将来的にも残していきたいと考えており、水口、甲賀、甲南地域の市街化調整区域は、今後も規制緩和を行なっていきたいと考えております。

(会長) せっかくの機会ですから、ここで県全体の事について、I委員に説明をお願いします。

(I委員) 甲賀市は、合併したことにより特殊な状況であると思っています。通常であれば1市1都市計画区域、或いは、複数市で1都市計画区域が標準だと思います。甲賀市は滋賀県が作成した区域マスが3つあるということで、市はこの事が悩みの種であると思います。区域区分(線引き)、非線引きが混在している状況の中で、地元が有利、不利を考えられ、これが合併による悩みだと思っています。その悩みを解決するため市が考えられ、例えば1つの都市計画区域にしようとする、どうしても線引きの方向となるため、土山と信楽は今までの自由度がなくなるという意味で地元の理解が得られなくなると予測します。水口・甲賀・甲南地域では依然、市街化調整区域が残っていますので、土山・信楽地域に比べると規制が掛かった状態である。そこで部長が説明され

た市街化調整区域の規制緩和を今後も継続させていく説明を踏まえ、今後市全体でうまく軟着陸をさせていく印象を受けています。1市1都市計画区域にするには、ここ1、2年で議論が付かないと思われますので、まずは今の形で、事務局の説明で都市計画区域は当面の間ということも踏まえ、やむを得ないということで賛同するものです。

(G委員) 甲賀市は、三つの都市計画区域がある特異な地域であり、それを一つにしないということは言ってほしくない。長い将来において一つにしてほしい。部長の説明で土山、信楽は一つになり線引きがされるとマイナスになる。しかし、水口、甲賀、甲南は以前から規制が掛かっている。これを何とかしてほしい。長い将来的に一つの都市計画区域になるよう願うところです。

(B委員) 22、23ページの土地利用方針の中で、新産業用地検討ゾーンということで、土山地先の区域で企業が集中すれば、それに見合う住宅地用地の確保も必要と考えます。そこへ追加された甲南、信楽インターチェンジを活用した新たな産業用地の検討を行なうとなると土山で核となる工業団地が他地域へ分散してしまう懸念があります。土山は新名神高速道路と名神名阪連絡道路を活かした核となる地域でありますし、甲南は既存の工業団地があり、信楽は独自産業の位置付けがされています。そこで今回新たな産業拠点とはどこを指すのかお示し願いたい。

(事務局) 先ず甲賀土山インターチェンジ周辺については、甲賀北地区と呼んでいる区域は、予定では組合施行による土地区画整理事業を進めており、本年の12月に組合設立認可申請を提出し、平成30年度は工事着手を行なう予定です。これは委員申されました200haの内、現行の市街化区域のみであります。次の計画が実施レベルで具体化しましたらこの地区を拡大していき、先ずは現行区域を含めて約60haの拡大を行ない市街化区域に入れていきたいと考えています。甲賀土山インターチェンジ周辺は製造業を中心に、その他の2箇所は製造以外で例えばコンピュータ関連、半導体関連で進めて行きたいと思えます。よって、その他の2箇所は工業用水を必要としない業種の検討を行ないたいと考えています。

(B委員) 第二次総合計画の中で、この都市計画マスタープランでいう新しい工業団地の記述はあるのですか。

(事務局) 今年度の予算で新規工業団地検討の予算は計上されています。甲賀北地区は、工業団地を作って誘致することを行なっていますが、甲南と信楽は工業団地を造成していく検討はしていません。但し、都市計画マスタープランで位置づけることにより民間の誘導を可能とするものです。

(B委員) 総合計画をはみ出る計画ではないということが確認できれば良いのですが。

(事務局) 補足ですが、総合計画では工業団地の検討という項目が記述されています。

(F議員) 用語説明で、わかりづらい語句について注釈を入れてください。それと都市計画道路の4路線とはどの路線か教えてください。

(事務局) 4路線の路線は、75ページに表記しています2路線とその他2路線は、甲南駅前線1路線と甲南駅の自由通路・南北広場の1路線です。

(J委員) 葛木希望ヶ丘の「ヶ」が小文字ですが大文字に訂正願います。

(事務局) 訂正致します。

(会長) 活発な議論を重ねていただきありがとうございました。会議の時間の関係もありますのでこれをもって会議を終了したいと思います。後日、意見や訂正等がありましたら事務局へ申し出ていただきたい。事務局において、できるだけ対応をお願いしたいと思います。

それでは、第1号議案 甲賀市都市計画マスタープランの見直しについて、訂正部分も含めまして本日の審議内容で承認いただけますでしょうか。

(全委員) 異議なし

(会長) ありがとうございました。それでは本日の審議内容を取りまとめ答申を行ないます。次に、本日の議題の五つ目の事項として甲賀市立地適正化計画の策定について事務局から説明をお願いします。

<< 準備のため5分間休憩 >>

5、説明事項

甲賀市立地適正化計画の策定について

(事務局) << 内容説明 >>

(会長) 只今、事務局から説明をいただきました。今回は最初の説明ということで、この計画の目的等の説明がありましたので、ご意見等をお受けしたいと思います。

(副会長) 16ページの都市拠点の観光関連施設等の「等」については、これから色々と考えができると思いますが、道の駅とかスポーツ施設についても「等」の中に含めていただきたいと思います。

(K委員) 地域拠点で、甲賀市全体の中で甲賀町と土山町は自然が豊かである。特性として自然。それを活かさない方法はないと思う。先ほどもスポーツを言われましたが、いかに自然を利用される方を呼び込むことをしないと、自然を放置してそのまま進んで行くと草が繁茂してしまうため自然体としてもダメになってしまうと思います。自然という特徴を生かして進めていただきたい。

(事務局) 自然を生かすことについてご意見をいただきました。資料17ページの概念図の右下の都市的な魅力が高まる拠点は、本日の立地適正化計画の区域となります。右上の都市・農村交流が活発な拠点では、農家民宿等をこの拠点で行なうことができますし、甲賀市の農業の魅力を発信できる区域として活用できます。自然を生かしてという面から自然体験の後に、先程B委員からありましたホテル機能については、都市的な魅力が高まる拠点の中で誘導を行なうことができますし、宿泊者がホテルを拠点として甲賀市内の各集落の自然を満喫していただくことも考えられると思います。農業の中でもお茶であるとか自然景観を生かしていくことを今後検討していきます。

(K委員) 最近、クズ(雑草)が多いことに懸念を抱いています。クズが多いとこの地域は過疎化というイメージが沸く。他所から来られた方が甲賀市の自然がきれいだと思うような環境を作り出す努力は必要と感じます。市全体を見て活用できる自然環境を見出すことが必要であると思います。

(会長) 私から事務局へお願いがあります。一つは、立地適正化計画を策定する背景について、今後、市の方で都市計画を進めて行くうえで様々な交付金等を活用して進められると思いますが、市の施策と立地適正化計画の必要性について説明願います。また、立地適正化計画の「計画」というと、また新しいプランを作成すると勘違されると思いま

すが、都市計画マスタープランがあって、そこにメリハリをつけて効率的なまちづくりを進めて行くことを示す、いわば都市計画マスタープランの上乗せ的な考え方で策定していくものと理解していますが、それでよろしいでしょうか。

(事務局) 立地適正化計画は、国が推進しておりますが、自治体の規模、地形、歴史等により条件が異なる中で、全国一律の制度で全国の自治体がコンパクトシティを形成できるとは考えておりません。甲賀市においても人口減少が予測される中で、土地利用においても人口減少に備えていく施策として立地適正化計画を策定する考え方をしています。また、立地適正化区域を設定する区域は、甲賀市独自の財政的に持続可能な都市づくりを実現させるためには、この立地適正化計画で定める拠点と市街化調整区域等にある小さな拠点等、色々な制度を合わせて行く必要があると思いますので、場合によっては立地適正化計画をうまく使うという考え方も重要となってくると思います。

(事務局) 都市計画マスタープランにおいて、貴生川駅周辺を早期にまちの形成を変えていきたいと考えています。

(J委員) ネットワークという言葉ですが、つないでいくという言葉に置き換わっていますので公共交通の色合いが強いと思われれます。よって公共交通の可視化をお願いしたい。本数、便数ありますが、そこが孤立しないネットワークのゆえんであると思いますので、ここが解りやすくなっていれば理解がしやすいと思います。10月に再編されるデマンドバスとの関わりの中で、利便性の問題を解消できるように地域を結んでいくことが見えてきた方がよいと思います。

(事務局) 道路と鉄道とコミュニティバス及び乗り合いタクシーという位置付けがありますが、コミュニティバスは、貴生川から平和堂や甲賀病院への利用が多い、希望ヶ丘への利用も多い。一つは、鉄道があるがゆえに鉄道駅間のコミュニティバスが機能的に動いていないという検証を行なっています。議会からも同様の意見をいただいております。この問題を注視して多極的ネットワークづくりの中で、市民が利用しやすい形となるよう改善していきたいと考えています。

(B委員) 17ページのネットワークについて、ここではバス等を利用した人の移動が表現されていますが、物の移動の面で地域の住民が物を買に行ってそれをネットワーク化する。そういうシステムのソフト的な考え方も必要になってくるのではないか。物流のシステム化という面も今後検討していく必要があるのではないか。その手段として行政ができる部分と地元ができる部分、特に地元で元気な方が代行して買い物に行くといったような形での連携が取れたらと思います。

(事務局) コミュニティバスの利用で一番多いのは平和堂です。既存集落への物流の関係ですが、ヤマト運輸との協議の中で、例えばコミュニティバスに物流スペースを設け荷物を運ぶということが全国的に進められており、甲賀市も協議を行なっております。もう一点はJR西日本も一部検討に入っているとのことで、草津線を利用した物流について検討に入っておられるという認識であります。

(L委員) コミュニティバスについて、土山は鉄道がないため高齢者が免許を返上した場合に、コミュニティバスが早朝から夜遅くまでないと実際的に無理だと思う。働く者がコミュニティバスを利用できる環境ではないと思っています。私も草津へ通勤していましたが、最終電車で帰宅する場合にコミュニティバスを利用することは無理だと思う

訳ですが、最低でも免許を返上された方が通院できるとか買い物に気楽に行けて時間待ちが無い環境でないと、免許を返上できないと思う。私の知っている90才代の方でも車の運転をしておられる現状ですので、何とか公共交通を充実できないか、その事が苦慮されている現状だと思います。また、以前、市のアンケートにおいて、「あなたは免許返上ができますか」の項目があったが、このような免許が返上できない状況の中で質問の趣旨に疑問を感じた。

(事務局) 特に土山に限定して話をしますと、コミュニティバス自身が土山町に非常に根付いている。また、バスの利用率が高いと言えます。今後とも土山地域はコミュニティバスの充実を図っていきたいと思います。もう一点乗り合いタクシーの件は、信楽の一部で運用しています。最初は予約をするのに手間を要するという点がありましたが、現在は扱いやすい交通手段であると認識しています。今後は、コミュニティバスと乗り合いタクシーの使い分けを精査し、コミュニティバスの運行を充実していきたいと考えています。

(G委員) 最近、92才の方が免許を返上されたのですが、不便で仕方ないという声を聞いています。コミュニティバスを利用して帰りの便が中々無い等、免許を返上したことについて悪い判断をしたと電話をいただいた。そんなことがありました。

(会長) 私からもこの甲賀市立地適正化計画を策定する、これはひとつのチャンスであると思います。策定するからには霞ヶ関の考えている方針に終始しないで、甲賀市ならではの立地適正化計画を策定していただきたい。事務局から今後数回にわたって審議したいとありましたが、予定等について説明をお願いします。

(事務局) 予定としては、先ず今年度末に計画の骨格等について審議会で説明する予定です。来年度は、2回を予定しており、秋頃にパブリックコメントの前段に原案を説明しまして、年度末に最終案の諮問をお願いする予定です。本日を含めて、今年度と来年度で4回を予定しています。

(会長) 第1号議案について付議された甲賀市都市計画マスタープランについては、幅広い意見をいただき修正点を含めて答申を行なうことで了解を得ました。後半は、報告事項として新たに着手する立地適正化計画の考え方等について、ご意見をいただきました。本日の審議会の成果を今後の甲賀市の都市計画に活かしていけるよう願って会議を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。本日の意見等を踏まえて今後手続きを進めてまいります。閉会にあたり、副会長より閉会の挨拶をお願いします。

《副会長 閉会あいさつ》

(事務局) 以上をもちまして第23回甲賀市都市計画審議会を閉会します。本日は誠にありがとうございました。